

第 1 1 回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成 2 0 年 1 2 月 1 9 日 (金)

1 4 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

議事堂 6 0 1 特別委員会室

- 1 執行部からの現状等聴取

- 2 検討会委員提案に基づく討議について

- 3 条例改正についての意見募集について

- 4 その他

添付資料

資料 1 「これまでの確認事項(案)」に対する現状と考え方及び留意点：執行部作成

資料 2 三重県リサイクル製品利用推進条例の一部改正に対する意見募集(パブリックコメント)(案)

平成20年12月19日
ごみゼロ推進室

「これまでの確認事項(案)」に対する現状と考え方及び留意点

第6条

知事は、リサイクル製品の生産等をし、又はしようとする者の申請に基づき、当該リサイクル製品が次に掲げる基準のいずれにも適合していることについて認定を行うことができる。

【改正事項】

特別管理廃棄物を利用して生産又は加工されたもの等は、リサイクル製品から除く。例外は設けない。これらのことについて条文上整理する。

【現状】

規則第3条において、「再生資源等」から、特別管理廃棄物と放射性物質を含有するものを除外する規定を設けています。

そのうえで、特別管理廃棄物を適正に処理し、無害化したもの（溶融スラグ等）を「再生資源」として利用（購入）し、製造している製品は、認定対象としています。

【考え方及び留意点】

有害物質等を多量に含有する可能性のある特別管理廃棄物を条例により再生資源から除外することは、認定リサイクル製品の安全を確保するという条例の姿勢が生産者等により明確に伝わり、今後のさらなる安全安心な製品の認定に資すると考えます。

なお、特別管理廃棄物を含む廃棄物を適正に処理して無害化されたものを再生資源として使用した製品については、これまでどおり認定対象となるような条文としていただく必要があると考えます。

第6条

知事は、リサイクル製品の生産等をし、又はしようとする者の申請に基づき、当該リサイクル製品が次に掲げる基準のいずれにも適合していることについて認定を行うことができる。

二 その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされる製品であること。

【申し入れ】

認定基準については、県民意識や時代の趨勢等を勘案し、また、製品の用途や性状等に則し、適時見直しを行うこと。見直しの検討に当たっては、次の事項について配慮すること。

- ① 認定リサイクル製品に対する信頼を一層高めるため、認定リサイクル製品は、県内で発生する再生資源等を一定割合以上用いて生産等されたものであることを明確化すること。

【現状】

現在、再生資源等の使用量の県内割合の制限は定めておりません。

県外の再生資源を利用している認定製品の状況は別表のとおりです。

コンクリートガラ等の建設廃材については輸送距離の問題もあり、県内割合はほぼ100%に近い割合となっています。但し、建設汚泥などの無機汚泥については処理する事業者も少ないため県外からの搬入があります。

一方、容器包装リサイクル法に関わる廃棄物については全国規模でリサイクルが行われており、県外割合の比率が高くなる場合もあります。

なお、複数の種類の再生資源を使用している製品の中には、一方の再生資源が県内産で、他方の再生資源が県外産という事例があります。

【考え方及び留意点】

認定基準に、県内の再生資源割合を定めることは、県内の再生資源の利用を推進する観点からは、一つの有効な手段となりうると考えます。

しかし、基準を定める場合に、

- ①再生資源の選択の幅を狭める等により認定数が減少するのではないか、
- ②現在、可能な限り多くの割合を使用するよう生産者を指導しているが、下限を設定することで、使用割合が下限値に揃ってしまう懸念があるのではないか、
- ③新たな製品や製法の場合には、予め数値を定めておくことが困難といった点を考慮する必要があると考えています。

他県で、数値で設定している事例は2県のみと多くなく、これらの導入をしている他県の状況も勘案する必要があります。

認定リサイクル製品における県内再生資源使用割合

申請者	再生資源割合	県内再生資源割合	用途	県内再生資源				県内県外混合				県外再生資源					
				浄水スラッジ	コンクリート	煉瓦くず	溶融スラック	(建設)汚泥	廃石膏(ばい煙脱硫酸石膏)	容器包装プラスチック	ペットボトル	ろ過砂	廃石膏ボード	高炉微粉末	鉄鋼スラック	下水汚泥焼却灰	
㈱リーテック	97%	48%	改良土					46.6	50.4								
㈱リーテック	100%	48%	埋め戻し材 サントクワレン材					48	52								
チヨダウエーテ㈱	100%	69%	石膏ボード						68.8	31.2							
㈱トークレー	100%	80%	土質改良材	80	20	35								20			
㈱サイセイ	90%	61%	道路上層路盤材												35		
日本コンクリート㈱	15%	79%	コンクリート二次製品				11.8										
東洋工業㈱	53%	20%	インカーロックアップロック				10.6										3.2
三重中央開発㈱	100%	100%	再生プラスチック製品								100						
栗原製網㈱ 他3社	100%	0.6%	防球ネット等										0.6	99.4			

県内割合を定めている県の例

県名	県内割合の設定の状況
山形県	県内(品目別基準の全項目共通事項:使用する循環資源のうち原則50%以上が県内産であること。)
鳥取県	鳥取県グリーン商品認定要件の中で循環資源の種類毎に県内調達率を規定

循環資源の種類県内調達率	
間伐材	70%
木くず	70%
がれき類	60%
動植物性残渣	60%
樹皮	50%
ガラスくず	40%
その他	できる限り高い率

第6条

知事は、リサイクル製品の生産等をし、又はしようとする者の申請に基づき、当該リサイクル製品が次に掲げる基準のいずれにも適合していることについて認定を行うことができる。

四 前3号に掲げる基準のほか品質、安全性その他必要な事項に関して規則で定める基準に適合すること。

【申し入れ】

認定基準については、県民意識や時代の趨勢等を勘案し、また、製品の用途や性状等に則し、適時見直しを行うこと。見直しの検討に当たっては、次の事項について配慮すること。

② リサイクル製品の用途が、肥料又は堆肥等である場合、その認定基準は、例えば肥料取締法等に基づく基準等製品の用途に即した基準とすること。

【現状】

リサイクル製品には、様々な種類がありますが、これらの多くには、安全性に係る基準は設けられておりません。

このことから、安全性を確認するため、土壌と接し、又は混合して使用される製品に対して土壌環境基準のうち重金属類6項目を認定基準として定め、申請時と認定後の定期的な検査を求めています。

肥料取締法における重金属類等の有害成分の基準については、下水道汚泥などを原料とした「おでい肥料」に対して①含有を許される有害成分の最大量(砒素、カドミウムなど全6項目)を超えないこと、と、②使用する原材料が廃棄物処理法の判定基準に適合していることとされており、条例上の検査項目である製品に対する溶出試験は求められていません。

また、他の普通肥料や堆肥などに代表される特殊肥料には有害成分の基準は設けられていません。

【考え方及び留意点】

認定リサイクル製品をより普及させるという観点から、他法令で安全性の基準がある製品については、条例の認定基準を適用しないという考え方もあります。

しかし、

① リサイクル製品の中には、再生資源として、通常製品では想定されない原材料が使用される可能性があること

② 製品の使用に伴う生活環境への影響についての確認を行うため、法律等で基準がない製品については、条例の基準を適用する必要があると考えられること。例えば、法律で有害成分の基準がない、普通肥料や特殊肥料に対しては、条例上の基準をあてはめて安全性を確認する必要があると考えられること。

その場合、通常製品において安全確認を求められる製品を条例より緩い基準で認定し、通常製品では安全確認を求められていない製品を条例上の基準で認定するという、制度上の齟齬を生じる可能性があること。

といった点に留意する必要があると考えます。

区分	細区分	成分の規格	品質表示	有害成分基準	例示
普通肥料		有り	必要	なし	化学肥料
	おでい肥料	有り	必要	有り	下水汚泥肥料
特殊肥料		なし	一部必要	なし	堆肥、動物排泄物

第6条

知事は、リサイクル製品の生産等をし、又はしようとする者の申請に基づき、当該リサイクル製品が次に掲げる基準のいずれにも適合していることについて認定を行うことができる。

四 前3号に掲げる基準のほか品質、安全性その他必要な事項に関して規則で定める基準に適合すること。

【申し入れ】

認定基準については、県民意識や時代の趨勢等を勘案し、また、製品の用途や性状等に則し、適時見直しを行うこと。見直しの検討に当たっては、次の事項について配慮すること。

- ③ 施行規則に基づく溶出試験については、リサイクル製品の品質及び安全性が確保されるとともに、申請者の負担等も勘案し、必要な限りにおいて適切かつ的確に実施されるよう図ること。

【現状】

平成18年3月の条例改正において、土壌と接し又は混合して使用される製品について、土壌環境基準のうち重金属類6項目を認定基準とし、申請時と3ヶ月（或いはロット毎の短い期間毎）に1回の定期的な検査を義務付け、年に1度適合状況報告の提出や立入検査により安全な製品が生産されていることを確認してきました。

【考え方及び留意点】

認定リサイクル製品に対する信頼の確保のため、溶出試験の適切な実施及び不断の見直しは、大変重要です。また、生産者の負担軽減を図ることができれば、申請数の増加や、リサイクル製品の価格の低廉化により、製品の利用が進むと考えます。

そのような中、

- ① 鉄鋼スラグの野積み保管による問題が発生したこと※₁や、熔融スラグの品質がJIS化されたこと※₂などを背景に、溶出試験の項目にふっ素、ほう素を追加するかどうかや、含有量試験が必要かどうかといった検討課題もでてきています
 - ② 安全性に係る試験を定期的実施するため、生産者に費用的な負担がかかっているという声もあります
- といった点に留意する必要があります。

※1 鉄鋼スラグの野積み保管による問題

平成19年8月に、木曾岬町において、鉄鋼スラグを使用した再生品が長期間にわたり野積み保管されており、当該再生品から土壌環境基準を超えるほう素と土壌汚染対策法指定基準(含有量基準)を超える鉛が検出されました。当該保管品は、品質管理がなされた計画的な生産が行われていないことから、産業廃棄物であると判断し、保管基準を遵守していないとして撤去命令を行いました。

※2 熔融スラグの品質JIS化

平成18年に、コンクリート製品及び路盤材に使用される熔融スラグの品質及び安全性の規格がJIS化され、ほう素、ふっ素及び重金属類6項目について溶出基準と含有量基準が定められました。

第6条

知事は、リサイクル製品の生産等をし、又はしようとする者の申請に基づき、当該リサイクル製品が次に掲げる基準のいずれにも適合していることについて認定を行うことができる。

四 前3号に掲げる基準のほか品質、安全性その他必要な事項に関して規則で定める基準に適合すること。

【申し入れ】

認定基準については、県民意識や時代の趨勢等を勘案し、また、製品の用途や性状等に則し、適時見直しを行うこと。見直しの検討に当たっては、次の事項について配慮すること。

④ 例えば地域の環境保全の観点など、本県の特性を活かすことに資する基準であるよう、適切に見直しを行うこと。

【現状】

地域において積極的に利用の推進に取り組むべき例えば間伐材を使用した製品等については、県産材の利用の推進の観点から、森林林業分野と連携して取り組んでいます。

認定申請では、J I S等の基準に適合した製品となるよう、指導を行っていますが、J I S等の基準のない製品については、必要に応じて認定委員や外部の専門家の意見も伺いながら、審査を行っています。

【考え方及び留意点】

間伐材の利用促進の手段の1つとして、認定リサイクル制度を活用することは重要であると考えています。

そのような中、木製品は、様々な用途に使用できる可能性がありますが、コンクリート製品等に比較してJ I S等の基準が定められていない製品が多いという課題があります。

【参考】

1. 間伐材を使用した認定リサイクル製品

工事用看板	8製品	工事用バリケード	3製品
ガードフェンス	1製品	内装材	1製品
学童机・椅子	1製品		計14製品
2. 間伐材を使用した認定リサイクル製品の県の使用実績

H19	6, 325千円
H18	6, 802千円
H17	16, 877千円
H16	8, 294千円
3. 県の間伐材使用実績（環境報告書から抜粋）

H18	3, 214m ³
H17	4, 122m ³

第7条

知事は、前条第1項の認定に当たっては、リサイクル製品の生産等又は流通、環境の保全その他リサイクル製品の利用推進に係る学識経験を有する者のうちから三重県リサイクル製品認定委員を任命し、その意見を聴くものとする。

第10条

知事は、認定生産者が正当な事由がなく認定リサイクル製品の生産等をしなくなったとき、認定リサイクル製品が認定基準に適合しなくなったと認めるとき又は偽りその他不正の行為により認定されたと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。

【改正事項】

認定の取消し、是正又は改善の勧告等に当たっては、必要に応じて三重県リサイクル製品認定委員の意見を聴くことができることとする。

【現状】

平成18年3月の条例改正後、認定取消及び是正の勧告を行った事例はありません。

リサイクル製品認定委員については、合議体ではありませんが、要綱で認定委員会を設置して審議を行っています。認定委員会で委員に聴取する事項は、①認定基準が設定されていない製品の品質及び安全性に係る基準に関すること、②既認定製品の認定基準への適合性に関すること、とされています。

【考え方及び留意点】

認定審査にかかわっていただいた認定委員は、当該製品の内容をよく承知していただいていることから、認定取消や是正又は改善の勧告について、①認定取消の検討に際しての技術的な問題、や、②是正勧告を行う場合の事業者の改善状況の確認方法、などについて、専門的な見地からご意見をいただくことは有意義であると考えます。

制度として運用する場合には必要な手順等、適切な運用方法について検討する必要があります。

第7条

知事は、前条第1項の認定に当たっては、リサイクル製品の生産等又は流通、環境の保全その他リサイクル製品の利用推進に係る学識経験を有する者のうちから三重県リサイクル製品認定委員を任命し、その意見を聴くものとする。

【申し入れ】

三重県リサイクル製品認定委員に関する条例の運用については、リサイクル製品の品質等の確保という観点のみならず、リサイクル製品の流通や利用推進という観点から、その人選等も含め専門家の知見の活用を図りつつ、有効かつ適切に行うこと。

【現状】

リサイクル製品認定委員には、土木、建築、化学などの専門家7名を選任しています。

認定委員会での聴取事項は、①認定基準が設定されていない製品の品質及び安全性に係る基準に関すること、②既認定製品の認定基準への適合性に関すること、とされています。

また、例えば、特殊な製品の認定申請が行われた場合などは、それぞれの分野の専門家の方に意見を聴いています。

市場性等の流通に関する事項は認定基準となっていないことから、認定委員会では、この角度からの意見聴取は行っていません。

【考え方及び留意点】

リサイクル製品の認定にあたって、流通の面も含めて様々な角度から意見をいただいて、知見を集約していくことは、リサイクル製品の普及にとって有効であると考えます。

流通に関する委員を新たに認定委員に任命する場合には、生産者の申請時の負担がなるべく増えないような認定委員会の運用方法を検討する必要があります。

第8条

製品の認定を受けようとするものは規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

【申し入れ】

第8条に基づく認定の申請等及び第11条に基づく認定生産者の報告等の手続きについては、これらが確実に実施されるようチェックを行うとともに、適切に見直しを行うこと。但し、その際には、申請者等に不要又は過度な負担を強いることとならないよう留意すること。

【現状】

リサイクル製品の認定については、生産者との事前相談の段階から、書類の作成等について協議をしながら認定申請書が作成できるよう、対応を行っています。

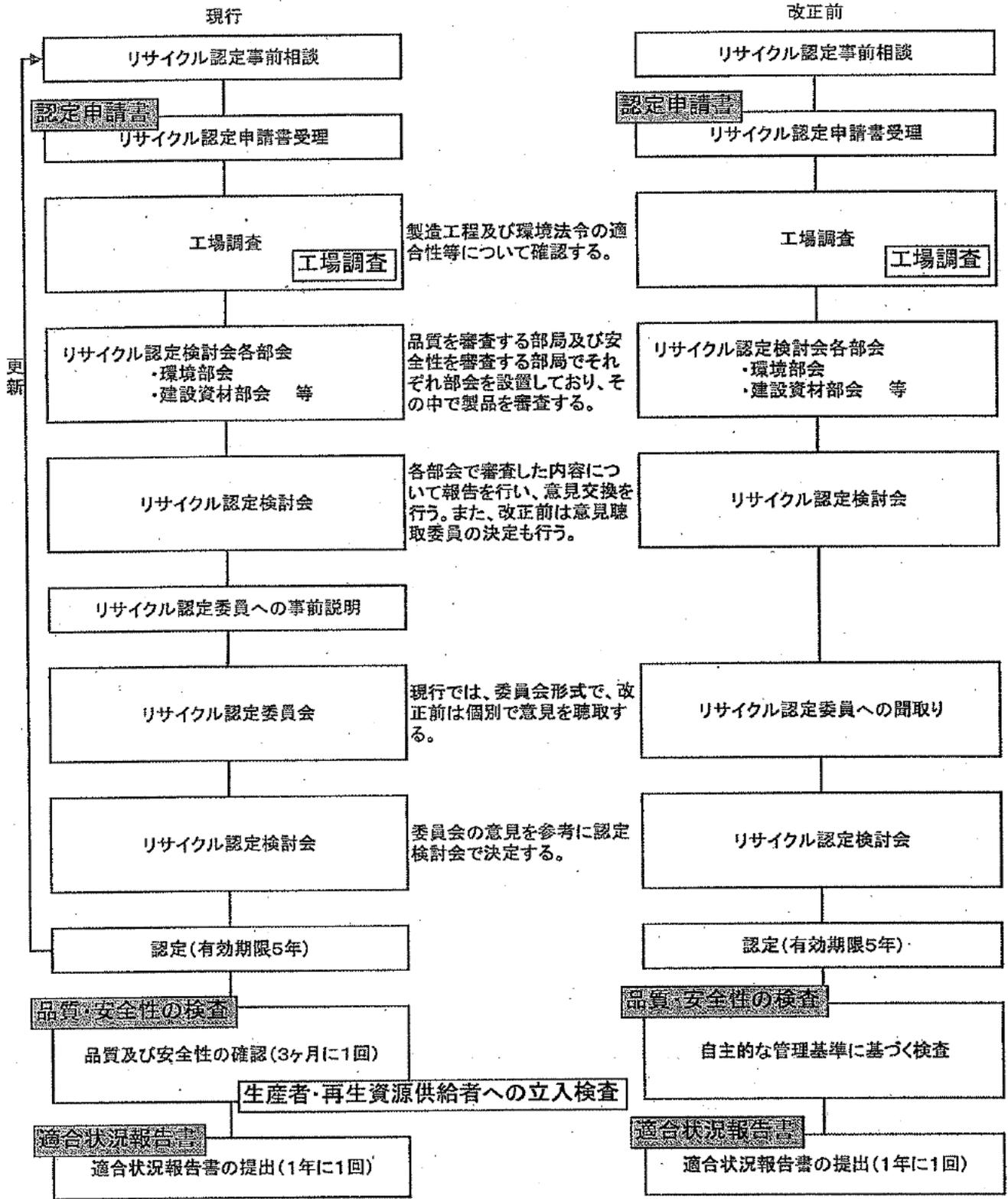
また、適合状況報告の提出についても、必要に応じて事前相談を受け、その後、提出された適合状況報告の内容も含めて立入調査で現場の確認を行い、適正な製品が製造されていることを確認しています。

認定申請や適合状況報告書の作成に際しては、申請者の書類整備の負担軽減が図れるよう、提出書類のチェックリストを提示して、便宜を図っています。

【考え方及び留意点】

生産者の書類手続きに関する負担を軽減することで、認定製品数を増やすことに繋がると考えますが、安全性の確保が制度の信頼性確保のため必要であることから、それとのバランスを見ながら検討を行う必要があります。

リサイクル製品の認定フロー図



・認定委員会:学識経験者7名から構成する意見聴取する機関

・認定検討会:県庁内関係部局の担当で構成され委員はその室長となる。

・認定認定検討会各部会:検討会の下部組織として、環境部会、建設資材部会、農業資材部会、物品部会等があり、品質又は安全性を検討するため各部内の関係室で構成される。

(県の調達義務等)

第15条

県は、県が行う工事又は物品の調達において、認定リサイクル製品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用又は購入するように努めなければならない。

【改正事項】

見出しを「県の調達等」とする。

【申し入れ】

認定リサイクル製品の使用又は購入について、県は主体的かつ積極的に取り組むこと。

【現状】

県のリサイクル製品の調達については、積算時のチェックリストによる使用可能製品のチェックなどにより、使用に努めているところです。

【考え方及び留意点】

県による優先使用は、認定リサイクル製品の普及のために必要であると考えており、引き続き利用を進めていきます。

第16条

知事は、この条例の施行に必要な限度において、申請者若しくは認定生産者若しくは認定生産者等に再生資源等を供給する者に対して報告を求め、又は当該職員にこれらの者の県内の工場等に立ち入らせ、土地、建物、機械、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

【申し入れ】

認定リサイクル製品の品質等の確認のため、必要に応じて、認定生産者等又は認定生産者に再生資源等を供給する者に対して第16条に基づく立入検査等を、厳格かつ適切に実施すること。

【現状】

平成19年度は、全ての認定生産者（55事業者）に対して立入検査を行い、品質管理計画に基づいて適正な製品が生産されていることを確認しました。また、立入検査と同時に製品（34サンプル）を採取して、認定基準に適合していることを確認しました。

また、廃棄物等から再生資源を生産している県内2事業者に対して立入検査を行い、生産や出荷の状況について調査を行いました。

【考え方及び留意点】

定期的な立入調査は、リサイクル製品の適正な生産に大きく寄与していると考えています。

その中で、県内の再生資源を供給する者については、対象者が広範という課題もあります。

第17条

県は、県内の事業者が行う再生資源等の利用に関する研究開発に対する支援を行うことができる。

第18条

県は、県民及び事業者に対し、リサイクル製品の利用を推進するために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

【申し入れ】

第17条に基づく研究開発の支援、第18条に基づく広報啓発は、この条例の趣旨を踏まえ、また、リサイクルは循環型社会形成推進の有効な一手段であるという認識の下に、一層積極的に取り組むこと。

【現状】

研究開発に対する支援については、工業研究所における技術相談や依頼試験などの通常業務や、県の各試験研究機関が行う「技術課題解決・地域資源活用共同研究」や、「三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金」などの制度があります。また、当該事業で開発された製品がリサイクル製品として認定を行った事例もあります。

製品のPRにつきましては、平成20年度の実績として、①ホームページによる広報(約7千ページビュー/月)、②認定製品についての市町への情報提供(積算基準改定説明会(6月)等)、③市町廃棄物担当課長会議(7月~8月・地域別開催)、④建設技術フェア(10月29~30日・名古屋市吹上ホール)等でのPRを実施してきているところです。

【考え方及び留意点】

研究開発支援や、認定リサイクル製品の広報啓発については、製品の普及に効果的であると考えます。

そのような中、市町アンケート(平成19年)結果によると、リサイクル製品を使用しない理由として、①価格が通常製品より高い(44%)、②リサイクル製品の情報が無い(20%)、③安全性に不安がある(9%)といったことが示されています。

リサイクル製品の利用に係る市町アンケートの概要

平成19年度実施

調査対象29市町148部課(土木、農林、上下水道、教育委員会に対して実施)	
1. リサイクル製品認定制度の認知度	①知っている(95%) ②知らない(5%)
2. リサイクル製品の使用実績	①実績有り(43%) ②実績無し(57%)
3. リサイクル製品の使用理由	①市町、課での優先使用方針(71%)
4. リサイクル製品を使用しない理由	②請負事業者からの承認願(28%) 等
	①価格が通常製品より高い(44%)
	②リサイクル製品の情報が無い(20%)
	③安全性に不安がある(9%) 等
5. 今後の製品利用の意向	①価格が同等であれば使用したい(74%)
	②積極的に使用したい(18%) 等
6. 認定リサイクル製品に関する説明会の開催意向	
29市町のうち、21市町の部課が説明会の開催を希望	
説明を希望する内容	①製品の品質 28件
	②積算方法 20件
	③製品の安全性 19件
	④製品の概要 17件 等

リサイクル製品の認定事業者の研究開発の支援等利用状況

【「新しい知恵・独自の知恵」共同研究事業】

事業者名	研究課題名	実施年度	認定番号
中部産業㈱	微細化廃 FRP を充填したハイブリッド構造体の開発	平成 19 年度	建一121

【三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金】

事業者名	研究課題名	実施年度	認定番号
クレハエラストマー㈱	ゴム廃棄物のリサイクルと商品開発	平成 13,14 年度	建一32*
中部産業㈱	廃プラスチック(FRP)破碎・微粉体機装置	平成 16 年度	建一121
中部産業㈱	廃 FRP の排出削減及び微細化 FRP を利用した点字ブロックの研究開発	平成 18 年度	建一121

*H18.10.23 取り下げ

中部産業㈱における研究開発

H16：廃 FRP くずを破碎・微細化（ミルによる粉碎：150 μ m 以下）する装置の開発

H18,19：微細化廃 FRP を使用した、セメントコンクリート、レジンコンクリートのハイブリッド構造体（サンドイッチ構造、二層構造）の製造及び強度等の検討

関連条文無し。

不正な行為により認定を取得した者に対する罰則規定を設けることを検討すること。

【現状】

平成18年3月の改正で、不正行為又は義務違反に対するペナルティとして、既にあった認定取消に加え、会社名の公表と5年間の新たな申請の制限を規定しましたが、刑罰や過料についての規定はありません。

平成18年3月の条例改正以後、不正な行為により認定を取得した（しようとした）事例はありません。

【考え方及び留意点】

平成18年3月の改正の際にも、認定基準に適合しない製品を生産した者について認定取消とあわせて罰則を適用することができるのか検討し、検察庁とも協議を行いました。

- ① 認定基準を一律に規定するのが難しく、違反行為に対して裁量が免れない。
- ② 公平性の観点から認定リサイクル製品だけが罰則の対象になるのは適当でない。
- ③ 本条例の主旨がリサイクル製品の利用推進を目的とする条例であって規制条例ではない。

等の理由から、罰則の規定を設けることはなじまないとの意見をいただき、罰則を改正条例に盛り込みませんでした。また、不適正な製品を販売して被害が生じた場合には、製造物責任法や廃棄物処理法などの個別法による規制があり、抑止力が担保されているとの考えもありました。

過料等の規定を設けることにより、不正行為の抑止力になるとの考え方もあります。

しかし、平成18年3月にフェロシルト問題に対応するため、認定取消等に対するペナルティの追加などの条例改正を行って、3年弱の期間、運用を行ってきましたが、これまでの運用の中では、不正な行為により認定取得をしようとした事例はありません。

条例の公平性や、主旨に照らし、また、改正した条例が適切に機能していると考えことから、執行部としては、今、新たに罰則規定を追加する必要があるとは考えておりません。

三重県リサイクル製品利用推進条例の一部改正に対する意見募集(パブリックコメント)
(案)

議員提出条例に係る検証検討会 座長 西塚宗郎

1 意見募集の趣旨

三重県リサイクル製品利用推進条例(平成十三年三重県条例第四十六号)は、リサイクル製品の利用を推進し、もってリサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的として、平成13年に制定されました。

条例施行から7年が経過していることから、制定当時の県民意識や社会情勢の変化等を勘案し、また、議決の意思どおりに運用されているか等について、当検討会において検証を行っています。この検証を踏まえ、条例の規定の見直し等を予定しています。

つきましては、三重県リサイクル製品利用推進条例の一部改正に関しまして、ご意見をお寄せください。

2 改正の主な内容

別添「三重県リサイクル製品利用推進条例の改正概要」をご覧ください。

3 意見の募集期間

平成 年 月 日()から平成 年 月 日()まで(約1ヶ月間)

4 意見の提出方法及び提出先

住所、氏名、連絡先、ご意見を記入のうえ、下記のいずれかの方法でご提出ください。様式は任意です。標題に『三重県リサイクル製品利用推進条例の改正への意見』とご記入ください。

なお、電話によるご意見は受け付けておりません。また、受理通知の発送等はいたしません。ご了承ください。

郵送の場合 : 〒514 - 8570 津市広明町13番地 三重県議会事務局企画法務課あて

ファクシミリの場合 : 059 - 229 - 1931 三重県議会事務局企画法務課あて

電子メールの場合 : gikaik@pref.mie.jp

5 個人情報の取り扱い

ご記入いただきました内容は、このパブリックコメントに関する業務のみで使用することとし、住所、氏名、連絡先等の個人情報は、三重県個人情報保護条例に従って適正に管理し、公表はいたしません。また、提出された意見で、公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その全

部または一部を公表いたしません。

6 提出いただいたご意見の取り扱い

皆様から提出いただいたご意見又はその一部は、三重県議員提出条例に係る検証検討会における討議の資料等として活用いたします。

なお、いただいたご意見に対し個別に回答は行いませんので、ご了承願います。

7 お問い合わせ先

三重県議会事務局企画法務課

〒514-8570 津市広明町13番地

電話：059-224-2877 Fax：059-229-1931

メールアドレス：gikaik@pref.mie.jp

関連資料

三重県リサイクル製品利用推進条例の改正概要（PDF（ KB））

三重県リサイクル製品利用推進条例の改正概要

三重県リサイクル製品利用推進条例は、リサイクル製品の利用を推進し、もってリサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的として、平成13年に制定されました。

条例施行から7年が経過していることから、制定当時の県民意識や社会情勢の変化等を勘案し、また、議決の意思どおりに運用されているか等について、当検討会において検証を行っています。この検証の結果、リサイクル製品の原材料、リサイクル製品認定委員の役割等について、見直す必要があるとの結論に至りました。このため、条例の規定の一部を改正いたします。

改正の主な内容

1. 特別管理廃棄物を利用して生産又は加工されたもの等は、リサイクル製品から除くこととします。例外は設けません。これらのことについて条文上整理します。

特別管理廃棄物を利用したものは、これまでも条例第二条(定義)の規定に基づき、施行規則(三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則(平成十三年三重県規則第八十号))第四条第一項及び別表第一第一項において、「リサイクル製品」ではないと整理されてきたところです。

しかし、このことについて、規則ではなく条例上に明記することで、特別管理廃棄物を利用したものは、「リサイクル製品」と認定することはないという県の姿勢を、明確に示そうとするものです。

2. 認定の取消し、是正又は改善の勧告等に当たっては、必要に応じて三重県リサイクル製品認定委員の意見を聴くことができることとする。

現在、三重県リサイクル製品認定委員には、条例第七条に基づき、認定に当たって意見を聴くこととされています。

化学、土木工学等のリサイクル製品についての専門家などの外部の有識者である三重県リサイクル製品認定委員の知見を一層広く活用するため、是正又は改善の勧告、取消等を県が行う場合には意見を聴く機会を設けようとするものです。